

## 記載例②

## 令和 年度 市民税・県民税申告書

## ＜特定配当等および特定株式等譲渡所得金額の課税方式に関する申出書＞

上場株式等の配当所得について、確定申告では分離課税を選択し、その全額を住民税では総合課税を選択する場合。

住所 羽島市〇〇町××氏名 羽島 太郎

《所得税と市県民税（住民税）とで異なる課税方式を選択する所得金額について》

▼確定申告にて申告した金額

		確定申告書に記載した金額（円）
配当所得	総合課税分	第一表の⑤の金額
上場株式等の配当所得等	分離課税分	第三表の⑦の金額 <b>30,000</b>
上場株式等の譲渡所得等	分離課税分	第三表の⑧の金額

▼市県民税について、確定申告と異なる課税方式で申告する場合は、選択する番号に○を付け、該当する欄に金額を記入してください。

1 市県民税では、下表記載のとおり申告不要制度を選択します。

		市県民税で申告不要を選択する金額（円）
上場株式等の配当所得等	総合課税分	
	分離課税分	
上場株式等の譲渡所得等	分離課税分	

② 市県民税では、下表記載の所得として申告します。

（例：確定申告で分離申告した配当所得を市県民税では総合課税で申告）

		所得税と別の課税方式を選択する金額（円）
上場株式等の配当所得等	総合課税分	<b>30,000</b>
	分離課税分	
上場株式等の譲渡所得等	分離課税分	

※ご注意ください※

- この申告書の対象となる特定配当等および特定株式等譲渡所得とは、所得税15.315%（復興特別所得税を含む）と市県民税5%の税率であらかじめ所得税および市県民税が源泉徴収されているものとなります。
  - 記載誤り等により判断不可の場合は、確定申告書の内容で市県民税を課税することがあります。
  - この用紙は、該当年度の申告期限（3月15日）までに、市県民税申告書と併せてご提出ください。
- ※ただし、期限後であっても納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。